

油政連かながわ

第1号

平成12年5月1日発行

発行所
横浜市中区万代町3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-641-1351

政治活動を通じて販売業界を支援

神奈川県石油政治連盟会長

戸原武巳

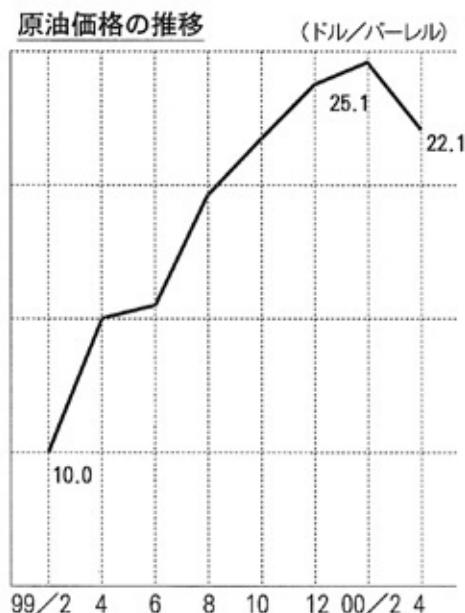


OPEC産油国の協調減産に伴う原油高騰、エクソン・モービルの誕生などにみる国際的な業界再編、そして規制緩和による競争激化、情報改革や流通改革など産業経済の大きなうねりの中で、わが国の石油業界は、未曾有の経営危機を乗り切るために体質強化を迫られています。

経営危機に瀕しているわれわれ石油販売業界は、この現実を直視し、まさに生き残りをかけて、まず自助努力によって経営環境の変化に適応しなければなりません。しかし、個々の経営者の経営努力や組合の機能の場外の問題、課題も多いのが現状です。これらの解決・善後策を政治活動によって達成するために、油政連は精力的な活動を展開しています。

油政連の活動に応えて、自民党の有力石油販売支援議員団「一木会」に加えて、当選1回の議員が立ち上がって発足した「ガソリンスタンドを考える若手議員の会」が、われわれの代弁者として政治・行政の場で大きな力を発揮しています。昨年11月に公正取引委員会（以下、公取委）が提示した「差別対価ガイドライン」は、こうした活動の成果で、個別業界に向けての

原油価格の推移



措置としては、異例の対応であります。ガイドラインを活用・機能させることによって、差別対価・不当廉売等の抑止力が生まれ、公正な市場メカニズムが回復することが大いに期待されるものです。

今後とも、環境税などの税制・環境対策、21世紀対応企業への支援措置、燃料電池の普及推進にかかる新エネルギー対策、異業種との調整問題等、個々の対応では解決が難しい問題が山積しております。われわれの支援者・協力者である国会議員の先生方に、引き続き活躍していただけるよう、十分な連携をとり、強力な支援をして参りたいと思います。従来にも増して、油政連活動にご理解・ご協力をお願いいたします。



「ガソリンスタンドを考える若手議員の会」

【若手議員の会の誕生】

油政連、全石連（関正夫会長）は、従来から石油問題、エネルギー問題について検討する自民党の商工部会や石油資源エネルギー問題調査会、独占禁止法問題を検討する研究会などの場で、不当廉売や差別対価問題について、当局が明確な方針を打ち出すように積極的に訴え続けてきました。こうした粘り強い活動は、中小石油販売企業の疲弊・窮状の訴えを地域選出の国会議員に届けるところとなり、多くのエネルギー・シェアな国会議員が、この声に誠実に対応され、自発的に組織されたのが「ガソリンスタンドを考える若手議員の会」であります。

平成10年8月、自民党の当選1回の若手議員37人が「若手議員の会」を旗揚げし、まず、石油販売業界の実態把握を行うために広島での対話集会を皮切りに、全国各地で石油販売業者との直接対話を展開しました。

この直接対話によって具体的な政治課題を明確化し、同年12月に市場における公正競争を確立するために、「公取委による不当廉売、差別対価の策定が急務である」との決議を行うに至りました。

11年4月からは油政連、全石連が訴えていた石油販売業界の実態に即したガイドラインの独自案を策定する方針で「若手議員の会」が協議を始め、自民党の有力ベテラン議員で構成する「一木会」も5月にガイドライン策定に向け、「積極的に活動を展開する」との決意表明を行いました。

【差別対価ガイドラインの提示】

11年6月10日に「若手議員の会」のメンバー約30人は、公取委の根来委員長、与謝野通産大臣、稲川資源エネルギー庁長官を訪問し、石油販売業界独自のガイドライン策定の実現に向けて要請活動を展開しました。こうした活動が結実し、ついに11月16日に公取委は、石油流通市場における差別対価のガイドラインを示すに至りました。個別業界向けでは極めて異例の措置であり、「一木会」の大所高所からの側面支援も、この成果を引き出す強力な推進力を發揮しました。

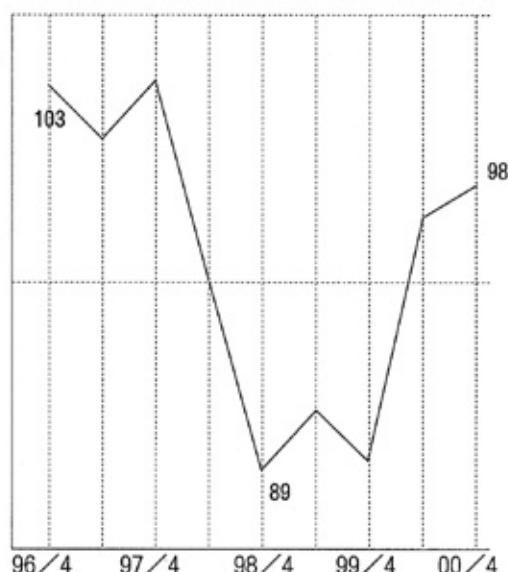
【新たな政治潮流、規制緩和を見直す会】

このような石油販売業界の政治活動は、地域と産業を横断した新たな機運を自民党内に醸成しました。行き過ぎた規制緩和の弊害と中小企業の活力回復をテーマとし、規制緩和を見直し、中小企業が公正な市場競争に参画できるよう、一連の態勢整備に取り組むために、「規制緩和を見直す会」が発足、衆参両議院議員150人が名を連ねる大議員連盟が誕生しました。石油販売業界の真剣かつ粘り強い政治活動が、新たな政治の潮流を生み出すことにつながったものといえます。

油政連は、急激な規制緩和と厳しい競争にさらされている石油販売業界の中で、みんなの主張を国政に反映させ、新しい政治潮流を巻き起こす政治運動を担っています。その活動は全国津々浦々の販売業者によって支えられています。

こうした支援によって強力な政治活動を展開しているのが「一木会」、「若手議員の会」であり、そこに所属する国会議員の先生です。

特石法廃止後の神奈川県内ガソリン価格の推移（円/㍑）





我々の声をアナウンスする政治基盤を作ろう

全国油政連では、手弁当で積極的に行動した「若手議員の会」「一木会」の活動に賛同し、これに応えるために昨秋以来、後援会加入促進の運動を行ってまいりました。大勢の方々のご賛同を頂きまして有難うございました。ますます厳しさを増す石油販売業界の中で、行動する「若手議員の会」等の国会議員は、我々石油販売業界の切実な声を政策に的確に反映してくれる存在です。公正な競争の下に、我々販売業者の努力が報われる業界を確立するために、我々の声を継続して国政に反映していく政治基盤を皆様のお力添えにより整えてまいりたい。

一木会

甘利 明（第13区）

ガソリンスタンドを考える若手議員の会 松本 純（第1区）
菅 義 偉（第2区）
田 中 和 徳（第10区）
桜 井 郁 三（第12区）
河 野 太 郎（第15区）

県油政連・石油組合顧問国會議員

小此木 八 郎（第3区）
飯 島 忠 義（第4区）
鈴 木 恒 夫（第7区）
小 泉 純一郎（第11区）
亀 井 善 之（第16区）
河 野 洋 平（第17区）
石 渡 清 元（参議院）

顧問国會議員立候補予定者

鈴 木 一 誠（第5区）
佐 藤 茂（第6区）
江 田 憲 司（第8区）
小 川 栄 一（第9区）
中 本 太 衛（第14区）



差別対価に関するガイドラインの骨子

差別対価とは

「不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品もしくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること」

取引条件の差別的取扱いとは

「不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取り扱いをすること」

差別対価に該当するケース

ア 「有力な事業者が、競争相手を排除するため、当該競争者と競合する販売地域又は顧客に限って廉売を行う場合」

更に、次の場合も問題となるとした。

イ 「独占禁止法上の違法な行為、不当な目的を達成するため、相手により異なる対価で取引する場合」

ウ 「有力な事業者が、同一商品について、合理的な理由なく異なる対価をもって取引し、相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより、公正な競争秩序に悪影響を与える場合」

エ 「有力な事業者が、同一商品の支払条件、賃貸料、担保等の取引条件について、合理的な理由なく差別的な取扱いをし、相手方の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより公正な競争秩序に悪影響を与える場合」

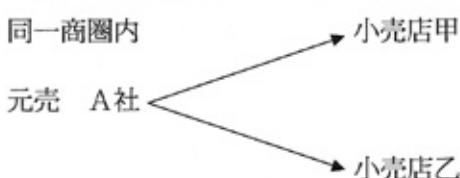
誰でも申告できる

独占禁止法違反の事実があると思われるときは、誰でも申告できる。これを受け、公正取引委員会が調査を行う。

また、公正取引委員会は職権をもって適当な措置を講ずることができる。

次のような事実を摘示した申告があった場合、公正取引委員会は調査を開始する。

申告がなくても同様な事実があると思われる時は調査を開始する。



ケース 1 取引条件は同等であるが、卸売価格に著しい相違

ケース 2 " 同等とはみられないが、取引内容の差を超えた卸売価格の著しい相違

ケース 3 通常より著しく下回る賃料で施設を貸与

ケース 4 ケース 1～ケース 3 に類似し、取引価格等で著しい相違がみられる疑いがある



地区体制の整備と地区活動の重視

法令・制度の改正、行政指導の変更、関係団体間の調整など、個々の経営者の努力や組合活動だけではどうしても解決できない大きな課題の解決には、政治の力が必要となります。それには、我々の声を聞いてくれて、行動してくれる政治家を各地区から出さなければなりません。油政連活動は地域レベルこそ重要であります。それぞれの地域における議員との対話と連携、相互支援こそ油政連活動の基盤なのです。このような考えから、平成11年度は規約の改正を行い、各地区的活動責任者として地区部会長を置き、組合支部長を地区副部会長として位置づけました。平成12年度におきましても、それぞれの地域における活発な活動を期待しております。



「油政連かながわ」の発行

S S の皆さまから、「油政連は何をやってるのか、活動が見えない、わからない」という声がきかれました。そこで、本年度から、情報誌を発行し、油政連の活動状況をお知らせすることにしました。県油政連、全国油政連の動き、石油業界の重要課題などのニュースを載せ、タイミングをとらえて発行します。

油政連へ加入を・

国民生活に不可欠な石油製品の供給という重要な使命を担う我々販売業が、不安定な経営を強いられたままでいいのでしょうか。自らの責任で自らが動かなければ、問題は解決しない自己責任の時代となっています。

*

油政連に加入して、我々の声を政治に反映させましょう。

*

個人会費 年額1口 8,000円

法人会費 年額1 S S 9,600円

納入方法は年1回自動振替

口 数	営業所数
1	1
2	2～3
4	4～5
6	6以上

申込み、問い合わせは県石油政治連盟事務局へ TEL 045-641-1351

神奈川県石油政治連盟地区部会長名簿

地区	地区の範囲	部会長名	会社名	組合支部名
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	鶴岡 勉	若葉石油(株)	横浜中
2	横浜市西区・港南区・南区	田中 義尊	(株)田中商店	横浜西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	木野 正雄	旭油商(株)	鶴見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市 ・葉山町	松谷 直	(株)マツナガ	鎌倉
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大貫 芳夫	(有)大貫商事	戸塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	嶋崎 猛	大栄石油(株)	保土ヶ谷
7	横浜市緑区・都筑区・港北区	吉山 弘之	山和石油(株)	港北
8	川崎市宮前区・横浜市青葉区	猿橋 倭恵	(株)猿橋商事	川崎高津
9	川崎市高津区・多摩区・麻生区	木所 章	(株)木所	川崎高津
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	坂本 正憲	川崎物産(株)	川崎南
11	横須賀市・三浦市	岡 義孝	辰巳石油(株)	横須賀
12	藤沢市・高座郡	富田 良一	(株)遠藤石油	藤沢
13	大和市・海老名市・座間市・ 綾瀬市	加藤 勉	(有)加藤石油商会	高座
14	相模原市	高城 英利	城山石油(株)	北相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	小泉 光一郎	相模石油(株)	湘南
16	厚木市・伊勢原市・津久井郡・ 愛甲郡	川田 善久	(株)富士見商会	厚木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・ 足柄上郡・足柄下郡	井上 和足	井上商事(株)	足柄

計量器、組合の自主検査で、経費節減を

計量法改正により計量器の検定有効期間が7年に延長されました。

- (1) 5年から7年に（平成11年11月以降に新規購入又は再検定した計量器）
 - (2) 検定前修理が義務付（平成13年1月から）
 - (3) 検定前修理義務の免除
 - ア 適正計量管理事業所の指定を受けている事業所又は当組合実施検査のように自主検査を毎年実施している事業所
 - イ 自主検査の結果が検定公差（±5/1000）以内の機器
 - (4) 自主検査の点検記録台帳を保管し検定時に添付
 - (5) 組合による検定の斡旋
- 詳しいこと、分からぬことがありますら、組合の事業課までお問い合わせください。

Tel 045-641-1351

石油業健康保健組合に加入し経費節減を！

健康保険組合は厚生大臣の認可を受けた公法人です。

メリット 1 保険料が安い。

	石油業健康保険組合	社会保険事務所
保 険 料 率（毎 月）	$\frac{78}{1000}$	$\frac{85}{1000}$
特別保険料率（ボーナス時）	無 し	$\frac{8}{1000}$

例えば給与月額360,000円の人は年間30,240円も保険料が安くなります。

メリット 2 附加給付費があります。医療費の本人負担が月20,000円を超えた場合は、超えた部分を組合が全額補助します。

メリット 3 手厚い健康づくりサービスが受けられます。

- * 健康診断・成人病検診 全額補助します。
- * 人間ドック 30,000円を補助します。
- * 海の家・プール遊園施設利用 無料券を配布します。
- * 保養所利用 3,000円を補助します。
- * 常備薬・出産祝い品を配布しています。

詳しいこと、加入手続等については神奈川県石油業健康保険組合までお問い合わせください。

Tel 045-641-2473